

○金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例施行規則

平成14年3月27日
規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例（平成14年条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

(開場時間)

第3条 建設発生土処理施設の開場時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休業日)

第4条 建設発生土処理施設の休業日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(令規則34・一部改正)

(搬入の承認申請)

第5条 条例第6条の規定により、建設発生土処理施設への建設発生土の搬入の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該建設発生土を搬入する日の1週間前までに、建設発生土搬入承認申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。その申請の内容を変更しようとするときも、同様とする。

(搬入承認書等の交付)

第6条 市長は、建設発生土処理施設への建設発生土の搬入を承認したときは、建設発生土搬入承認書（様式第2号）、建設発生土搬入伝票（様式第3号。以下「搬入伝票」という。）及び建設発生土処理施設への建設発生土の搬入の用に供する車両（以下「搬入用車両」という。）に掲示するための標識（以下「車両標識」という。）を申請者に交付する。

(搬入伝票等の返還)

第7条 条例第6条第1項の承認を受けた者（以下「搬入事業者」という。）は、公共建設工事に係るすべての建設発生土処理施設への建設発生土の搬入の業務が完了したときは、速やかに、未使用の搬入伝票及び車両標識を市長に返還しなければならない。

(手数料の減免申請)

第8条 条例第8条の規定に基づき手数料の減免を受けようとする者は、建設発生土処理手数料減免申請書（様式第4号）により、市長に申請しなければならない。

(搬入の委託の届出)

第9条 条例第10条第1項の規定による届出は、建設発生土搬入委託届出書（様式第5号）により行うものとする。

(遵守事項)

第10条 搬入事業者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 搬入用車両に市長が定める積載容量を超えて建設発生土を積載しないこと。
- (2) 建設発生土処理施設への建設発生土の搬入に当たっては、搬入用車両の市長が指定する箇所に車両標識を掲示するとともに、搬入伝票を携帯すること。
- (3) 建設発生土処理施設内の指定場所以外の場所に建設発生土を搬入しないこと。
- (4) 建設発生土処理施設を損傷しないように十分注意すること。
- (5) その他建設発生土処理施設の職員の指示に従うこと。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例施行規則

附 則（平成16年12月27日規則第92号、金沢市規則で定める様式における敬称の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則第3条第116号による改正）

- 1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、この規則による改正後の書式による用紙に相当する用紙を使用してした申請その他の行為は、この規則による改正前の書式による用紙を使用してしたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 4 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙で、市長が特に必要があると認めるものは、前項の規定にかかわらず、平成17年3月31日まで使用することができる。

附 則（令和2年12月28日規則第69号、金沢市規則で定める様式における押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則第1条第111号による改正）

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和3年3月31日規則第39号、金沢市規則で定める様式における押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則第1条第25号、第16条による改正）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和4年3月11日規則第33号、金沢市規則で定める様式における文書記号の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則第1条第56号による改正）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第34号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

建設発生土搬入承認申請書

年 月 日

(あて先)金沢市長

申請者 住所

氏名

(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

建設発生土処理施設に、公共建設工事から発生する建設発生土を搬入したいので、次のとおり申請します。

工 事 名					
業者登録番号		工事場所			
工 期	年 月 日～ 年 月 日	搬入開始時期	月	上旬 中旬 下旬	
現場代理人 (職、氏名及び連絡先)					
工事発注元			工事発注元の担当者		
車両別搬入土量	10トン車 台 m ³ 4トン車 台 m ³ 2トン車 台 m ³	合計搬入土量	m ³		
搬入伝票必要組数	組	車両標識必要枚数	枚		
備 考					

備考 工事場所の位置及び建設発生土処理施設への搬入の経路が分かる図面を添付してください。

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

建設発生土搬入承認書

住所
氏名 様

金沢市長

年 月 日付で申請のあった建設発生土処理施設への建設発生土の搬入について、次のとおり承認します。

工 事 名			
業者登録番号		工事場所	
工 期	年 月 日～ 年 月 日	搬入開始時期	月 上旬 中旬 下旬
現場代理人 (職、氏名及び連絡先)			
工事発注元		工事発注元の担当者	
車両別搬入土量	10トン車 台 m ³ 4トン車 台 m ³ 2トン車 台 m ³	合計搬入土量	m ³
搬入伝票必要組数	(伝票番号 ～ 組)	車両標識必要枚数	枚
条 件			

様式第3号(第6条関係)

第1葉

建設発生土搬入伝票(納品書)

No. _____

業者登録番号 _____

業 者 名		品 名	土 砂
数 量			
運 搬 業 者 名 運 転 者 名		車 両 No.	
※ 搬 入 年 月 日	年 月 日	※ 受 領 者	

※印欄(搬入年月日・受領者)は、金沢市で記入

(金沢市控)

第2葉

建設発生土搬入伝票(受領書)

No. _____

業者登録番号 _____

業 者 名		品 名	土 砂
数 量			
連 搬 業 者 名 運 転 者 名		車 両 No.	
※ 搬 入 年 月 日	年 月 日	※ 受 領 者	

※印欄(搬入年月日・受領者)は、金沢市で記入

(搬入事業者控)

第3葉

建設発生土搬入伝票(控)

No. _____

業者登録番号 _____

業 者 名		品 名	土 砂
数 量			
連 搬 業 者 名 運 転 者 名		車 両 No.	
※ 搬 入 年 月 日	年 月 日	※受領者	

※印欄(搬入年月日・受領者)は、金沢市で記入 (工事発注元控)

備考 この様式は、第1葉から第3葉までを3枚1組の複写式とし、同一番号を付すること。

様式第4号(第8条関係)

建設発生土処理手数料減免申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住所
氏名

建設発生土処理手数料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

工 事 名			
業 者 登 録 番 号		工 事 場 所	
工 期	年 月 日～ 年 月 日	減 免 希 望 搬 入 月	月 分
手 数 料 の 額	円		
減 免 申 請 額	円		
申 請 の 理 由			

備考 申請者の住所及び氏名の欄には、法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第5号(第9条関係)

建設発生土搬入委託届出書

年 月 日

(あて先)金沢市長

届出者 住所
氏名

(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

建設発生土処理施設への建設発生土の搬入の業務を委託したいので、次のとおり届出ます。

工 事 名			
業 者 登 録 番 号		工 事 場 所	
委 託 先			
委 託 予 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例施行規則

様式第1号（第5条関係）

（平16規則92・一部改正）

様式第2号（第6条関係）

（令3規則39・令4規則33・一部改正）

様式第3号（第6条関係）

（令3規則39・一部改正）

様式第4号（第8条関係）

（平16規則92・令2規則69・一部改正）

様式第5号（第9条関係）

（平16規則92・一部改正）